

わが国排出量取引制度の本格始動に向けた課題

[本稿は、時事通信社「円債投資ガイド」2024年11月8日配信記事を同社承諾のもと掲載するものです。]

日本総合研究所 調査部

主任研究員

大嶋 秀雄

わが国において、カーボンプライシングの本格的な導入が近付いている。カーボンプライシングとは、温室効果ガス（GHG）の排出量や排出削減量に経済的価値を付与する仕組みであり、具体的には、GHG排出量に応じた課税等によってGHGの排出をコストとして可視化する手法（炭素税等）や、GHGの排出枠や排出削減量に価格を設定して取引可能にする手法（排出量取引、カーボンクレジット）などがある。

脱炭素に向けた取り組みは、一部には、コスト削減にもつながる省エネのような、経済合理性のある取り組みもあるが、多くの場合は追加コストが発生するため、コスト負担が企業や家計における取り組みの障壁となっている。将来的には、脱炭素への貢献が価値と認識される社会を実現することが望ましいが、社会全体の価値観を変えるには時間を要する。一方で、地球温暖化の抑止には時間的猶予がなく、脱炭素に向けた取り組みを迅速に進めるためには、カーボンプライシングによって脱炭素への貢献を既存の価値、つまり、経済的価値に置き換えることが重要となる。

こうしたなか、多くの国がカーボンプライシングを導入しているが、わが国においても、2023年に策定したグリーントランスフォーメーション（GX）基本方針において「成長志向型カーボンプライシング構想」が掲げられ、2026年度からGHG排出量の多い産業等を対象とした排出量取引制度が本格始動、2028年度からは化石燃料の輸入事業者等に対してGHG排出量に応じた化石燃料賦課金の徴収が開始される予定である。

とくに足元では、排出量取引制度の具体的な制度設計が進められている。排出量取引制度とは、企業に対してGHGの排出枠を設定して、排出枠を超えて排出した企業は、排出枠が余った企業から排出枠を購入する仕組みである。本格始動に先立ち、2023年度から、脱炭素に取り組む企業の連携枠組みであるGXリーグにおいて自主的な排出量取引制度が試行されている。しかし、企業による自主的な取り組みでは、GHG排出量が多くても参加しない企業があったり、企業が設定する排出削減目標が政府目標と整合しない可能性もあり、公平性や実効性に問題がある。実際、多排出産業でもGXリーグに参加していない企業があるほか、GXリーグ参加企業の目標設定をみても、産業間だけでなく、同一産業でも目標設定にばらつきがみられ、GXリーグ参加企業が2024年1月時点で公表した2030年度削減目標の集計値は政府目標に届いていない。もっとも、今のところ、政府はわが国全体の排出削減目標しか示しておらず、各産業に求められる排出削減プロセスなどは不明瞭であり、各企業の目標設定の妥当性を判断できない。

今後、わが国政府には、排出量取引制度の実効性を高めるために、GHG排出量の多い産業・企業の参加義務化や政府目標に整合的な排出策の設定、目標未達時の厳格なペナルティの設定などが求められる。なお、排出枠の設定では、公平性の観点から、各産業における排出削減の難易度などを考慮する必要がある。各産業の企業が現時点で設定している目標値な

どから産業別の排出枠の基準を策定することも可能ながら、政府目標との整合性や産業間の公平性を確保するために、政府には、政府目標の達成に向けて各産業に求められる排出削減プロセスを明確化することが求められる。また、対応負荷やペナルティが重すぎると、企業からの反発が強まることに加えて、わが国企業の国際競争力の低下や生産拠点の海外移転（カーボンリーケージ）につながる恐れもある。そのため、超過削減枠の売却益に加えて、排出削減策への補助金の充実といったインセンティブの強化も重要となるだろう。

脱炭素に向けた取り組みを円滑に進めるためには、わが国においても排出量取引制度等のカーボンプライシングの導入は不可欠といえる。今後、わが国政府は、実効性のある排出量取引制度を創設して、早期の脱炭素実現につなげていくことが求められる。

本件に関するご照会は、調査部 大嶋 秀雄 宛にお願いいたします。

ホームページ： <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=37294>

Tel： 090-9109-8910 **Mail：** oshima.hideo.j2@jri.co.jp